

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務
発 注 課	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課
選 定 事 業 者	札幌市商店街振興組合連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、大きく分けてマッチング窓口の立ち上げ業務とマッチング窓口の運営業務の2つの業務から構成されています。このうち、立ち上げ業務は令和5年10月から11月末までの2か月間、運営業務は令和5年12月から令和6年3月までの4か月間での業務を想定しており、短期間で運営方法を構築し、市内67商店街に対する応援隊の派遣を実施することを求めています。</p> <p>具体的には、立ち上げ業務では、2か月間で市内全域の商店街を直接訪問し、応援隊派遣事業の周知や商店街へのヒアリングによる課題の抽出を行うことから、迅速かつ効率的な方法が必要であり、また、マッチング窓口運営業務では、商店街の課題に対応した応援隊を適切かつ円滑にマッチングすることから、商店街との良好な関係性やネットワークを有し、商店街の事情を把握していることが必要となります。更に、本事業は継続的に実施することを想定しており、今年度開始する本事業の次年度以降の利用回数を確保するために、商店街の本事業への理解度を高めることが必要となります。</p> <p>札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。</p> <p>したがって、同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークが構築されており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体となっています。このため、同連合会は、これらの知見や能力を発揮することにより、本業務の履行にあたって必要不可欠である、迅速かつ効率的な商店街への訪問、円滑かつ適切な応援隊のマッチング及び商店街への制度の周知・説明を実施することができる唯一の団体です。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当業務は随意契約とし、当業務の委託先として札幌市商店街振興組合連合会を選定します。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年9月14日